

岩淵町のまちづくりを一緒にすすめていく メンバーを募集します

-岩淵町まちづくり協議会 実行委員メンバー募集-

岩淵町では令和4年3月より、「岩淵町まちづくり協議会」を立ち上げ、地域住民と行政が連携しながら、主に防災をメインとしたまちづくりについて検討しています。まちづくりでは様々な立場や視点からの意見が不可欠です。そこで、協議会の中心となって一緒に岩淵町のまちづくりをすすめていくメンバーを募集します。

募集人数 若干名

活動頻度 3~4カ月に1回程度、平日夜間を想定。その他必要に応じて

活動内容 定例会への出席、防災イベント等の企画・運営

応募資格 岩淵町に居住する18歳以上の方
岩淵町のまちづくりやイベントの企画運営に興味・関心がある方

締切 令和6年6月7日(金) ※郵送の場合、必着

【応募方法】

下記の連絡先にお電話、またはメールいただくか、応募用紙に必要事項をご記入のうえ、岩淵町自治会会館(北区岩淵町22-30)のポストに直接投函するか北区へご郵送ください。

- 北区 防災まちづくり担当課 (担当:末岡、高杉、森岡)
【TEL】03-3908-9162 【MAIL】 bomachi-ka@city.kita.lg.jp
【住所】〒114-8508 北区王子本町1-15-22

キトリ

応募用紙

フリガナ		
氏名		
住所	〒	
連絡先	TEL:	MAIL:

岩淵町まちづくりニュース

発行:北区防災まちづくり担当課

第14号
令和6年5月

岩淵町まちづくりニュースは岩淵町でのまちづくりについて、広くお知らせするため、岩淵町のみなさまに全戸配布しています。

お知らせ

新たな防火規制、志茂地区防災街区整備地区計画(原案)説明会 岩淵町まちづくり協議会 令和6年度総会

岩淵町まちづくり協議会の今年度の総会と新たな防火規制および地区計画(まちづくりのルール)の説明会を同日時に開催します。ご都合のつく方はぜひご参加ください。

日時 令和6年6月13日(木) 19:00~

場所 岩淵小学校体育館

●新たな防火規制 説明会

建物の耐火性能を強化し、火災時に燃え広がりにくくするためのルールについての説明会を行います。 ※新たな防火規制の概要はp.3参照

●志茂地区防災街区整備地区計画(原案) 説明会

志茂・岩淵地区の防災機能を強化し、安全で快適な市街地の形成を誘導するためのまちづくりルールの導入について説明会を行います。 ※地区計画の概要はp.2~3参照

地区計画(原案)の縦覧

地区計画(原案)の内容について、下記の期間・場所でご覧いただけます。期間中は北区HPでもご覧いただけます。

期間 7月16日(火)~7月30日(火)
※土・日曜を除く

場所 北区役所第一庁舎 7階 ①番
防災まちづくり担当課

意見書の提出

地区計画(原案)の区域内に土地や建物を所有されている等の利害関係を有する方は、意見書の提出が可能です。

期間 7月16日(火)~8月6日(火)
※土・日曜を除く

提出先 北区役所第一庁舎 7階 ①番
防災まちづくり担当課

●岩淵町まちづくり協議会 令和6年度総会

岩淵町まちづくり協議会の今年度の活動内容やスケジュール、役員・実行委員の組織体制などについて意見交換を行います。

岩淵町のまちづくりの内容は
北区のHPからもご覧いただけます。

岩淵町 まちづくり

検索



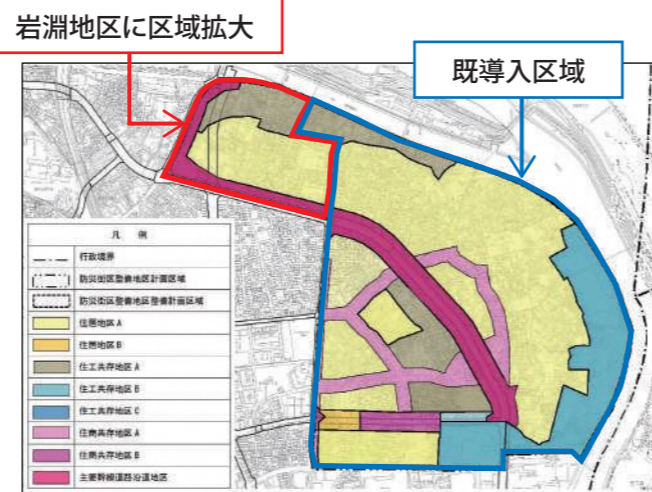
★岩淵町まちづくり協議会に関するお問い合わせは下記連絡先まで★

北区防災まちづくり担当課 【TEL】03-3908-9162 【E-MAIL】 bomachi-ka@city.kita.lg.jp

志茂地区防災街区整備地区計画(原案)の概要

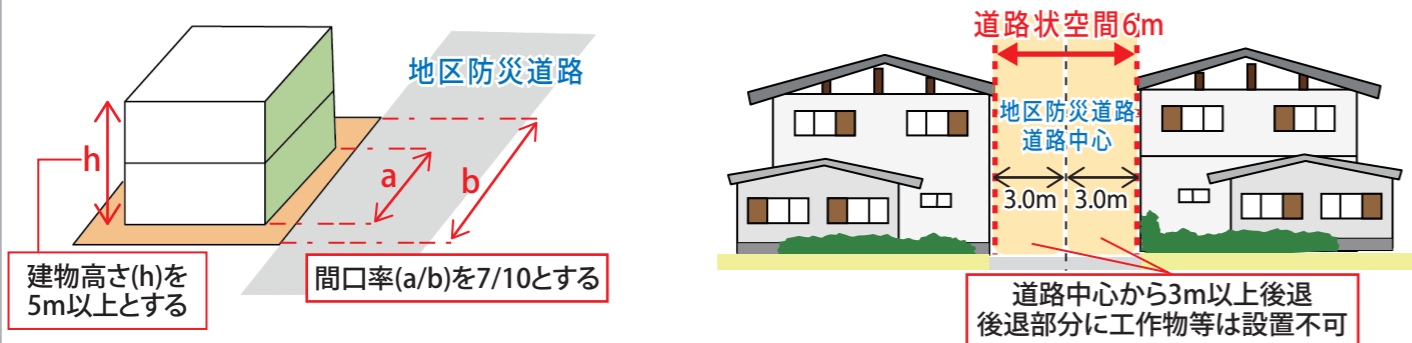
地区計画とは?

- まちの課題や特徴を踏まえ、道路、公園などの配置や建築物の建て方などについてきめ細かにルールを定めるまちづくりの計画です。
- 志茂地区では防災性向上の観点から、「志茂地区防災街区整備地区計画」を平成27年に決定しており、今回は岩淵地区に区域を拡大する形となります。
- 地区計画は都市計画法に基づき定められ、一度決定すると将来にわたって永続的に効力が生じます。



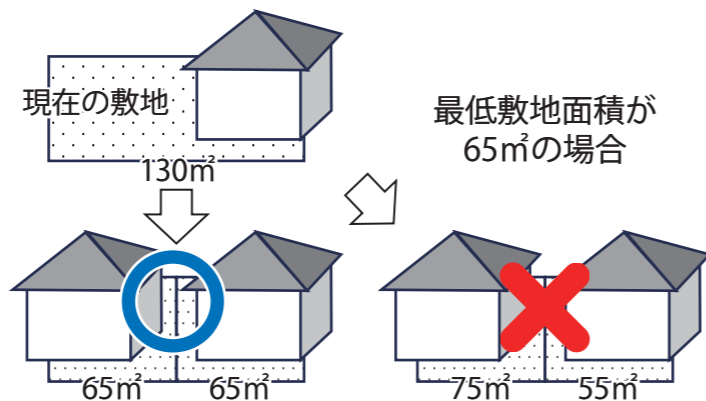
建物の高さ・幅および壁面の位置の制限

- 地区防災道路に面する建物は道路中心から3m以上後退して、後退部分には、避難・消防活動上障害となる塀、花壇、自動販売機等の設置を禁止し、幅員6mの道路状空間を確保する。
- 地区防災道路の道路中心から15mの範囲にかかる建物の高さは5m以上とする。
- 地区防災道路に接する建物の幅は敷地幅の7/10(間口率)以上とする。



敷地面積の最低限度

- 敷地分割する際の最低敷地規模について、北本通りの沿道30mは80㎡以上とし、その他のエリアでは65㎡以上とする。
- ただし、すでに最低敷地規模を下回っている土地での建て替えは可能。あくまでも今後敷地が細分化されることを防止する。



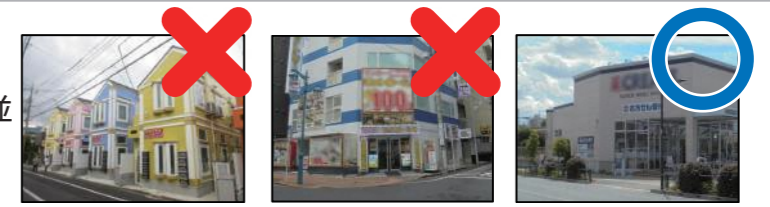
建物の用途の制限

- 地区全域において、地域の風紀に著しい影響を及ぼす風俗営業等店舗施設等の建築を禁止する。



建築物の形態や色彩などの制限

- 志茂・岩淵地区にふさわしい落ち着いた街並みを実現するため、建て替え時に周辺環境に調和するよう建物の形態や色彩を誘導する。



かき・柵の制限

- 道路に面した垣またはさくを設置する際は高いブロック塀や万年塀を禁止し、生け垣や透過性のあるフェンス造とする。



「新たな防火規制」の概要

新たな防火規制とは?

- 東京都建築安全条例の規定に基づき、震災時の火災による危険性が高い区域において、建築物の耐火性能を強化するものです。
- 志茂地区では平成19年より順次導入しており、今回は岩淵地区にも新たに導入する形となります。
- 新たな防火規制が導入されると、建て替え・新築の際により耐火性能が高い構造が求められます。

